

平成26年度第2回伊賀市男女共同参画審議会 議事録

【開催日】平成26年10月7日（火） 午後2時～

【開催場所】ハイトピア伊賀 5回 多目的大研修室

1.開会

司会 時間がまいりましたので、第2回の伊賀市男女共同参画審議会を開催させていただきます。

皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。司会を務めさせていただきます。人権政策・男女共同参画課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

この審議会につきましては、伊賀市の情報公開条例第35条に基づきまして会議の公開をさせていただきます。また、審議会の会議の公開に関する要綱第8条により、議事録を作成させていただきますので、マイクを通してご発言をお願いいたします。

本日は全委員19名中、15名の委員の方々にご出席いただいております。半数以上出席ということで、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それと、お手元の資料の確認をしたいんですけども、一番上に本日の事項書、それと資料の（１）、（２）、（３）の3つでございます。そして、別に委員名簿を1枚付けさせていただきます。

前回新しい委員の方3名がご欠席でございました。今回参加していただいておりますのでお名前だけご紹介させていただきます。

名簿の3番の伊賀市人権擁護委員協議会の、山崎萬里子（やまざきまりこ）様。

同じく5番 伊賀市商工会女性部、川瀬静子（かわせしずこ）様です。

あと、同じく12番の 伊賀北部農業協同組合、縄手誠（なわてまこと）さんです。どうぞよろしく、お願いいたします。

それでは、はじめに、内山会長からご挨拶をお願いいたします。

2.会長あいさつ

会長 皆さんこんにちは。三重大の内山と申します。伊賀市男女共同参画審議会の会長を務めさせていただきます。

安倍内閣が「男女共同参画」「女性の活躍」というのを盛んに言っております。私、職業柄、男女共同参画に関する書物をよく読むので、世の中が男女共同参画に熱心になってきたのか私はただそれを読んでもただなので実は区別がつかないのですが、「男女共同参画」という言葉ではないかもしれませんが「女性の活躍」という言葉、またその環境を整えようという動きは政府からはかなり出てきたかなと思います。

ただし、これはただ政府が旗を振っているだけでは進みませんので、「各地域、各企業、

各ご家庭でいかに男女共同参画を実践していくか」ということがこれから大事になってくると思います。委員の皆様から忌憚ないご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

本日につきましては、伊賀市でこのたび実施いたします、「男女共同参画に関する意識調査」について、皆様にご意見等いただければと考えております。ぜひ、活発なご議論をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

3.協議事項

(1) 男女共同参画に関する意識調査について

事務局 伊賀市男女共同参画推進条例 14条の1項の規定によりまして、議事の方は内山会長にお願いさせていただきます。

では、事項書1番の協議事項(1)「男女共同参画に関する意識調査」について、説明させていただきます。

資料1をご覧いただきたいと思います。男女共同参画基本計画は平成27年度に第3次計画を策定します。そのため、今年度中に意識調査を実施するものです。

調査の目的ですが、市ではそれぞれの担当課におきまして、施策を展開して、男女共同参画実現のために市民、事業者と協働して推進しております。様々な分野における参画の実態については一定の効果も出ているのがありますが、効果がなかなか上がってないものもあります。意識調査につきましては、様々な分野に関する経年変化、それと現在における状況について検証・分析を行います。この調査結果を資料としまして、平成27年度に第3次の基本計画を策定していきたいと思っております。

2番の調査の方針ですけれども、市民の方の現状の意識の把握とともに、平成22年9月に実施しました、県によります「男女共同参画に関する県民意識調査」との比較、そして5年前実施しました市の意識調査との経年変化の検証を調査方針としています。また、男女共同参画について、市民の方がどれだけ認識されているかについても検証していきたいと考えています。

3番の調査表の設計方針ということですが、先ほどの目標に対して回答者が記入しやすい表現に改めることを心がけたことと、ご負担を少なくするために調査項目はなるべく増えないように配慮をして、1つの項目についての質問の仕方工夫させていただいたところがございます。

4番の調査対象ですけれども、外国人を含みます伊賀市に在住の20歳以上の男女2,000名を無作為に抽出します。

実施時期は、今年の11月半ばを予定しております。調査の方法としては、郵送による配布・回収とします。

項目のアウトラインということで、大きく8つの分野を設けさせていただいております。

回答者ご自身のことについて。それから男女平等について、家庭生活について、社会活動等について、職業生活について、心とからだについて、ドメスティック・バイオレンス（配偶者・恋人からの暴力）について。そして最後に、男女共同参画社会全般についてお伺いします。

特に、7分野目ドメスティック・バイオレンスという言葉の前に、前回「女性の人権」とありましたが、男性も対象となることから、「女性の人権」を削除しました。

成果品については、調査の後報告書の本冊と報告書の概要版を作成する予定となっております。

続きまして、資料2「平成21年度意識調査に関する審議会委員からの指摘事項」ということで、前回の審議会でご指摘いただいたもの、あるいは、終わってからご意見いただいた分について一覧表にまとめました。この1つずつの項目につきまして今日はそれぞれの説明はいたしませんので、全体の中でご説明をさせていただきたいと思っております。これを踏まえまして、三重県と県内の他市の傾向を分析させていただいて、関係者と調整をさせていただきたいと思っております。

そして資料3は事務局案としてまとめさせていただいた意識調査の項目です。それでは説明をさせていただきますので、この「意識調査票」をご覧くださいと思います。

今回のアンケートにつきましては、全般的に問いや項目文章で「男性」と「女性」という言葉が出てきますけども、この調査票におきましては、まず「女性」次に「男性」という順番になるように統一しました。

まず、1ページからご覧くださいと思います。1ページでは、回答者ご自身のことについてお尋ねします。問1～問5は、問1の回答項目の男女の順番を変更しております。また、問3の1と2の括弧書きが、それぞれ前はなかった「あなただけ」「夫婦だけ」というふうに書いておりましたが「ひとり暮らし」と「夫婦のみ」という表現に変更しております。

問4につきましては、1項目の「正規雇用者」の括弧書きを「正職員・正社員」に改めました。

問5の1については、「結婚している」の後ろに「事実婚を含む」を括弧書きで加え、「その他」を削除しました

問6と問7につきましては、「共働きかどうか」で、あるいは「子どもがいらっしゃるかどうか」で数値が変わってくるかどうかについて検証させていただきたいと思っております。新たに加えさせていただいた項目です。

2ページでは男女平等についてについてお尋ねします。前回から変更はありません。

問9について「男は仕事、女は家事・育児・介護」という表現をしておりますが、前は「男は仕事、女は家事・育児」でした。第2次基本計画のなかで「男は仕事、女は家事・育児・介護」という表記があるため、後ろに「介護」を加えました。また、前は5択でしたが、「どちらともいえない」を削除し、4択にしております。

次に3ページでは家庭生活についてお尋ねします。前回、質問の数が8つありましたが、

「社会生活等について」という分野にありました質問と重複している質問を1つ削り、「設問の数が増えないように」ということから、「自分の老後の生活について何か「不安」に思っていることがありますか。」という問いが直接男女共同参画と結び付きにくいということで削除し、この分野の設問数を6問とします。

問の10～15は、前回は質問している内容です。問10につきましては、県のアンケート調査にありました「日常の買い物」という項目を⑦として入れさしていただいております。そして、項目10については「幼児」を、11については「中高生」の年代が思い描けるように、11項目めに「進路の決定」という文言を入れました。12項目は、前回「高齢者・病人の世話」になっておりましたが「家族の世話」という表現に変えています。

問12は、前回「男の子と女の子のしつけや教育についてどう思うか」を聞いておりますが、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てたほうがよい」と、項目の2つ目「ある程度は男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てたほうがよい」という2項目を1項目にまとめ、表現を「男女の役割を考え、女の子と男の子を性によって区別して、それぞれの性に応じたしつけや教育をする方がよい」と改めるとともに、前回では「男の子らしく、女の子らしくというひとりひとりの個性を尊重して育てたほうがよい」という表現でしたが、「女の子も男の子も性による区別はせず、同じようなしつけや教育をするほうがよい」と表現に改めます。これは、県の意識調査を参考にしました。

問15につきましては「世話しているのは誰か」を分かりやすくするために、「要介護者から見て」という文言を加えています。

次に社会活動等についての分野について説明させていただきます。前回の質問は合計3つでしたが、男女共同参画社会全般の分野にありました一問をこの分野に移しました。この分野は4問となります。

問16につきましては、7項目めの「民生委員やボランティアなどの参加、社会活動」を新しく加え、前回の項目にありました「社会活動等には参加したくない」は、「いずれの活動にも参加していない」と重複するため、削除させていただいております。

問19の回答項目の5番目と9番目の項は、新しく加えました。5番目につきましては、先に説明しました「家庭生活」についての分野の設問と重複する設問を削除しますが、削除する設問の回答項目にあつて、こちらの回答項目になかった項目を加えたものです。9項目めの、「男性が、家事などに参加することに対する抵抗感をなくすこと」については、県の調査で13項目中6位という高い回答率になっていた項目で、これを追加させていただきました。6項目めでは、「在宅勤務」、「フレックスタイム」を付け加えさせていただいております。

続きまして7ページの職業生活の分野ですが、4項目とも前回質問があった項目でございます。

特に問22では、「回答する対象者が分かりにくい」と審議委員さんからご指摘いただき、前回調査での「仕事をしている方」という言い方を改めまして、「問4の1～5に印をつけ

た方」としました。

問23についても問22と同様に具体的に記載しております。また前回調査で回答項目にあった「むずかしいが必要である」を削除し、4択を3択にしました。

9ページをご覧ください。心とからだについてお尋ねする分野では、前回と同様の3つの質問を男女ともに答えていただくようになっております。こちらについては、内容が前回と同様でございます。

続きましてドメスティック・バイオレンス（配偶者・恋人などからの暴力）についての分野ですけれども、設問の数は6問で、前回と同じです。

問27につきまして、今回③「パワーハラスメント」と④「マタニティハラスメント」を追加しました。選択肢も「少し知っている」を削除して、「内容を知っている」、「知らない」「言葉を聞いたことがある程度」の3つに変更します。

それから、問29の選択項目は、前回の「ことばの暴力」と「物の破壊」の2つの項目をまとめて「精神的暴力」しました。「精神的暴力」については括弧書きで説明をさせていただいております。それと、前回4項目めの括弧書きの最後「手紙の無断開封」という表現があったのですが、最近の状況を鑑みて「メールのチェックについて」と書き換えました。

問30「暴力を受けたときに誰に相談しますか」ということで、前回調査では2項目めが「市役所」（女性相談員）と書いてありましたが、女性相談員以外にもたくさんの窓口があることから「市役所」という表現にしました。それから、前回の選択肢が11項目だったのですが、審議委員会のご指摘の中にもありましたですけれども、全国的にも「相談しなかった」という方の割合が結構多かったことで、12番目に「相談しなかった」を加えさせていただいております。

問の32について、県の調査においては14項目中2位という高い回答率でしたので、選択肢の6項目め「被害者が早期に相談できるよう身近な相談窓口を増やす」という項目を新たに加えさせていただいております。それと4番目、5番目、6番目の「被害者云々」と書いてある部分ですけれども、前回は「被害女性」という言葉使っていましたが、男性被害者もおられるので「被害者」という表現に改めさせていただいております。

最後に「男女共同参画全般について」お尋ねする分野です。前回は「男女共同参画社会という言葉を知っていますか」という設問がありましたが、それを削除させていただいた代わりに、問33の①のところで男女共同参画社会の実現に向けた場合に、その基になる「男女共同参画社会基本法」を知っているかどうかをたずねる内容に変更しました。

問33の選択肢ですが、前回は4択でしたが「よく知っている」と「少し知っている」を1つにまとめて「内容を知っている」という項目に変更し、3択にしています。

それから問の34についてなんですけれども、各種の休暇・休業についてお尋ねをしているところですが、前回は「育児休業制度」「介護休業制度」の2項目にのみ聞いておりました。ところが、やはりその2項目だけでは、実際のワーク・ライフ・バランスや、特に男性の休暇の取得等について、実態が把握できないということで、この5つでの休暇・休業を挙げさ

せていただいて、より実態に近いアンケート調査にさせていただきたいと思います。なお、これにつきましては、三重県や他の市の調査でも同様な制度の取得状況を尋ねていただいております。

問35、「男女共同参画を推進するために、どのような行動に力を入れていったらいいか」ということでございます。選択肢を前回より2つ増やしています。7項目めの「保育、介護の施設やサービスを充実する」という項目について、三重県や他市の調査においても「保育、介護の施設やサービスを充実する」という回答率が高いという結果が出ております。そのため、加えさせていただきました。2つ目は10項目め「寄り合いや防災活動など地域の自治活動に女性の視点を取り入れるため、住民自治協議会への女性の積極的な参加を促す」と書いてある部分ですけども、特に東日本大震災以降、災害時の避難所運営について、「トイレ」とか「お風呂」「着替え」など場面で、男女共同参画の視点が欠けていることでいろんな課題が浮かび上がってきています。女性の視点を反映して、女性自ら運営に関わること。災害時だけではなくて、普段からの住民自治活動に携わっていただきたいということもあり、この項目を1つ増やさせていただいております。

ということで、計35問の質問とさせていただいております。特に質問数としては増減なしというふうにまとめさせていただいております。前回調査のうち3問を削り、今回の調査では3問加えさせていただいております。以上、説明させていただきました。

会長 はい、ありがとうございました。それでは審議事項の1つ目になりますが、「男女共同参画に関する意識調査」につきまして今、事務局のほうからご説明をいただきました。委員の皆様、ご質問、ご意見等ありましたらお伺いいたします。いかがでしょうか。

委員 問7の「現在、あなたの子で、同居している小学校以下の子どもはいますか」という質問なんですけど。

例えば、私どもみたいに3世代住んでいるところは、ここで「あなたのところで同居している小学生以下の子ども」、孫はいるけど「子ども」ではない。そういう場合、回答はどうしたらいいですか？

会長 分かりました。要は「子どもというのは、『大人、子ども』の子どものことなのか、『自分との関係』での子どもの話なのか」ということですね。

委員 同居している孫やったら入るのか入らないのか。それとも、回答者がお年寄りだったら、たぶん「いいえ」。小学生以下の子どもがいても「いいえ」になるということですか。

事務局 実際に、お孫さんのお世話いただいている方もいらっしゃると思うんですけど、この問いで

は「自分の子ども」が該当する方のみ、はいを付けていただくということです。

委員 それによってですね「(孫も含む)」とか書いていただければよかったですと思います。他の問いにも関係してくるから。

おじいちゃんが70歳で、「この人はおじいちゃんが書いてくれた」と、70歳で。だからその「70歳の人の意識調査」みたいになっているわけやね、これ。だから、そのところを具体的にしていかないと。「若い世代の人を抽出して、2,000超えます」という前提条件があればいいわけですけども、もう少しわかりやすいほうがいいと思います。

会長 委員長から補足すると、文章の中では「あなたの子で…」と書いてあるので、おそらく事務局では「書いてありますよ」ということだと思うんですが、おそらく委員は「質問の文章としてもう少し工夫ができるかな」ということだと思います。

先ほどご指摘いただいたように、これは基本的には20歳以上の方全員にお配りになられる。つまり20歳の方もいれば、70歳、80歳の方もいらっしゃるということですよね。その中で、今ご指摘いただいたような、いわゆる「自分の子どもではなく、孫等であるといったケースについては、ここは要は『いいえ』になる」ということですよね。この「あなたの子で、同居している小学生以下の子ども」と言い方なので、理屈からいくと「孫は入りませんよ」ということなんですけど、ちょっと混乱する方もいらっしゃると思うのでここは質問の仕方をもう一工夫していただきたい、ということなんです。

委員 問2は年代について、問3はどういう世帯ですか、という質問ですね。その中で、問2に年代の問いがあって、問3にどういう世帯ですかという1～5まで質問があって。私は4になるんですけど。問7につきますと、そしたら自分の子どもは大きくなっているし、孫やったらあてはまるけどもっていうことになってきますので。やはり、より具体的にしていく方向で検討して欲しい。

この他の問もいっぱいあるんですけども、その年代によってまた変わったアンケート取れるんじゃないかと思うんです。この年代によって「70歳以上のアンケートの内容」つてもまた分析するとまた妙な「男女間格差」というのも、そういうのも出てくるんじゃないかと思うんですけども。「年代によっての男女間格差」というものがこのアンケートによっても出てくるんじゃないかと思しますので、できましたら、問7につきますでも(孫も含む)とか括弧してもらったらいいんじゃないかと思うんです。すいません。

会長 事務局の方からいかがでしょうか。

事務局 では、この「あなたの子で、…」というところを、よく分からないっていうことですので「ご自分の子についてお聞きしている」というのが分かるように工夫したいと思います。

会長 よろしいでしょうか。

委員 「現在、同居している小学生の子はいますか」に。

事務局 いいえ、おじいさん、おばあさんの場合は『いいえ』に付けられるように、書き方を変えさせていただきます。

委員 はい。

会長 はい、もう一度確認しておく。今の問7については、あくまで自分にとって『続柄上、子どものみ』について回答できる」ような形に質問文章ですね。もう一工夫いていただくということでもよろしいかと思えます。
この他にご質問よろしいですか。

委員 この今のいわゆる「小学生以下」の「小学生」って、限定されたのは何が基準でしょうかね、「中学生以下」とか「未成年の子ども」という設定じゃなくて、「小学生以下」とした理由をちょっと聞かせてください。

事務局 「自由にその子を置いて出て行けない年代」はどこまでかっていうことで「小学生以下」としました。

会長 はい、ありがとうございます。その他ご質問、お願いします。

委員 家庭生活についての問10のところで「老後の生活」について、それはちょっと直接的ではないので削除したということでした。確かに、直接的ではないという考え方もあろうかと思うんですが。「それだけの理由で削ったのか」と思いました。

削られたというご説明があったかと思うんですけど、「どうして削られたのかなあ」と思ったので、もうちょっとご説明をお願いします。

それからもう1つ、13 ページの「男女共同参画社会全般について」のところで、男女共同参画っていう概念っていうのは、世界に発信できる重要な情報だと思うので、もしお尋ねに一考いただくなら、「女子差別撤廃条約」を加えて欲しい。「知らない」も加えていたらありがたいかなあと思います。

会長 はい。事務局の方でいかがでしょうか。

事務局 前回のアンケート調査を皆さんお持ちでしょうか。第1回目の時お配りしたものです。

前回の問12を読ませていただくと「ご自分の老後生活について、何か不安に思うことがありますか」をお尋ねするもので、回答項目は「生活費のこと」・「病気になった時、世話をしてくれる人がいないこと」・「配偶者に先立たれること」・「健康を害して、自由に動けなくなること」・「安心して住める家がないこと」・「働きたい仕事がないこと」・「適当な趣味がないこと」・「身寄りがないこと」・「その他」となっていました。どちらかという、福祉的な計画では設問に入れたらいいと思いますが。男女共同参画推進という意味からは、少し趣旨が違うのかなあと感じまして、新しい項目も入れた分もありまして、これは削除させていただいたと思ったのです。

会長 一応、補足しておきますと、5年前のアンケートでは問12というのがありまして、そこで「自分の老後の生活について、何か不安に思うことがありますか」ということに1～11まで選択肢がありまして、その中に例えば「生活費」のことや「住める家がない」、「考えたことはない」というのももちろん入っているんですけども、この問12を今回のアンケートではすべて削除したということですね。そこについてのご質問でした。

ご回答としては「今回の男女共同参画という調査の趣旨からすると、少し違うのではないか」ということでした。もし紙幅に余裕があれば入れられるんですけども、今回紙幅に余裕がないということとどれか削らなければいけない、ということから問12が少し男女共同参画の趣旨と違うかもしれないということでカット、というご説明でございました。

委員 すいません、ありがとうございます。

会長 もう1つの質問についてはいかがでしょうか。

事務局 2つ目のその「条約」については、精査したいと思います。

会長 ご指摘は、問33に上がっているのは基本的には国内に関することですが、国際条例等も含めて選択肢を考えたかどうか、ということだと思えます。事務局の方でまたご検討いただければと思います。

はい。その他お願いをします。

委員 5ページの社会活動等についての問16なんですが、その中に4番目に選ぶ選考の中に「青年団体・女性団体・高齢者団体等の活動」とありますが、その男性に限って「青年団体」というのは、その指し示すのは「若い男性の団体」ということですか。

昔よく「青年団体」と言いました。今でも、通念上こういう表現されるんですか。女性は「女性団体」ですよね。男性の場合は「青年団体」なんですか。男性で年を取っていた場合は、この「青年団体」に入らないんですか、

会長 はい。事務局のほう、説明をお願いいたします。

事務局 「青年団体」というのは、女性も男性も入れる団体です。

委員 そこにも女性が入れるのに、またあえて「女性団体」という項目が必要なのでしょうか。

会長 一応、補足を私のほうからしますと、この「青年が何歳か」というのは特に定義はありませんが、諸制度によって異なりますが「青年団体」は基本的には年齢制限がかかっている。例えば「40歳未満」とかそういうことですね。

「女性団体」は、要は基本的に女性が入る団体であるということです。

委員 あえて「女性団体」だけは「女性団体」。

会長 ええ。実際「女性団体がある」ということですよ。

「高齢者団体」というのは、いわゆるお年寄りの方がグループを作っているという理解を私はしましたけども。事務局の方でいかがでしょうか。

委員 あえて今、この「青年団体」に男女とも入れるのにまた「女性団体」があるんですね。

事務局 さっき会長さんおっしゃっていただいた、「青年団体」は男女を含んでますけど、ある年代までって意味なんです。

委員 「青年団体」。その中に女性も含まれるのに、また「女性団体」という…

事務局 それ「女性団体」は、女性も含んでいた団体ということでございますね。

会長 あと、具体的にいいますと。たぶん農業だったら「農村女性アドバイザー」という団体があるんですけども。これは「65歳以下の女性」ということで「青年団体」ではない。で、若い人もいますので「高齢者団体」ではないと。あえて言うなら「女性団体」ということです。

委員 特に「男性団体」というのはないんですか、

会長 「あるんですか」って、男性しか入れない団体、

委員 なので、「その区別をつけるのはどうなんかな」と思ったんです。

会長 なるほど。「男性団体」ってあるんですかね。

委員 すいません。

委員 消防、自衛消防団なんかは女性がいません、

会長 ええ。

委員 自衛消防団。あれは男性ばかりやな。

会長 ただし、女性が入れないわけではない。

委員 ないけども…。

会長 …実際「女性団体」ができた経緯を考えますと、特に女性を排除してるわけじゃないはずなんだけど、実際男性ばかりの団体がたくさんある、それを踏まえて「女性団体」というのができたという経緯を考えると、おそらく「男性団体」というのはおそらくないだと思います。ただ、実際、「男性しかいない団体」はたくさんあると思いますけども「男性しか入れない団体」というのはおそらくないと思います。

委員 この件に関しましては、私も男女共同参画課に聞いたんです。例えば、一般の男性で組合活動している、「その場合はどこへ入るんですか」と聞かせてもらいましたら「『その他の社会活動』に書いてください」と言われました。

でも、迷うと思うんです。「その他に書く」というのがなかなかひらめかないといいますか「ちょっと、何かあるのではないかな」と私はその時思ったんです。男女共同参画課さんではそういう答えだったので「ああ、そうかな」と思ったんですけども。

ちょっとこう「青年団体」が女性も入れるっていうのと、次また「女性団体」があると、ダブっているような感じもするので「何かおかしいな」とは思うんですけども。

委員 なにか「女性は常に『女性』って付くんやなあ」ということで論議したことがあるような気がしたんですけど。男性の場合は何も付けないのに、議員さんでもあえて「女性議員」と付けたりとか、「何か女性はあえて付けないと『女性』って言えへん」何かそういうのを前に感じたことがあったので、あえて「女性だけは『女性団体』で入ってるんだな」というのは…。

自分の偏見かなとは思ったりするんですけど、

事務局 残念ながらね、あながちそういった「冠」を付けないと。もう、なかなか現実問題としてね。まだやっぱり「女性市長さん」、「女性議員さん」とか。何かあると「女性社長」というふうに。それだけまだ、男女共同参画社会が進んでいない実態があるのかなということで、あえてまだ「女性団体」とか、そういった文言を使わせていただいています。

会長 はい、そうですね、まだ。おそらくこれがなくなるのが理想かと思いますが、まだ入れなければいけない「現実」があるというふうにご理解ください。

もう1つご質問のありました「企業等での組合活動」というのは、今回のアンケートでは選択肢として8番の「その他」になるというところですけども、これは、「事務局のほうで検討した結果、そういうご判断だった」という理解でよろしいでしょうか。

事務局 はい。検討した結果で。「その他」のところに書いていただきたいということです。

会長 はい。ちなみに、アンケートだとどうしても問い合わせとか考えないといけませんので、もう即行「これを見て判断していただくしかない」というところがどうしても出ます。

なので、実際は、要はアンケート配った主体としては、もう想定と違う結果がどうしても入ってきてしまうというのは、アンケートを採り入れる以上、ある意味いたしかたがないことです。なので、理想は先ほど事務局のほうからご説明ありましたように「8番のところにお書きいただく」ということなんですけど、もしかしたら、これを見て「別のところに丸ふってしまう」かもしれないし、場合によっては『自分のやってる活動はこれに該当しない』ってことで、9番「いずれにも参加していない」というところに丸が付いてしまうかもしれない。これは数をとるアンケートをとる性向上、ある程度は致し方ないということになります。

ただし、あまりにもそのノイズが多くなるようでしたら、やはり項目としてしっかり立てるべきだということではありますが、そこのご判断を事務局のほうでは、今回8番「その他」で処理するという判断されたというふうに私は理解をしました。

よろしいでしょうか、その他ご質問いかがでしょうか。

委員 前回のアンケートの例えば、男性の「男女の割合」とか「年齢の割合」とか見ましたら、結構ランダムになっているんです。例えば「40歳代がすごく多いよ」とかそういうことでもなしに、うまくなってるんですけども。

これは「無作為に2,000人を選ぶ」ということであれば、本当に無作為だったらこんなにうまくばらつくことがないと思うんですけども。その辺り、どのようにされてますか。

会長 はい、いかがでしょうか。事務局のほうから。

事務局 失礼します。前回は「10歳代ずつの括り」だけは指定させていただきました。やはり、「7

0代の方」と「20代の方」とでは考え方といったものも開きがあるかと思います。それから、このアンケートのほうの意識調査そのもの。報告書を見ましても、「年齢によりどういった傾向があるのか」というような分析にも年代というのは大切だと思いますので、今回も年代のだけは指定させていただきまして、10歳ずつ括りで年代別の人口分布に見合う形で2,000人を抽出させていただこうと考えております。

会長 よろしいでしょうか。基本的には「年齢ごとに抽出する」と。このアンケートの最初のページですね「無作為に」と一言で書いていますけども、「本当に無作為」ではなくて「年齢ごとに無作為に選んでる」というのが正確な表現ですが、ここでは簡単に「無作為に」という書き方をしているということです。

実際は無作為は無作為なんですけれども、年齢についてはきちんと配慮しているということですね。

その他、いかがでしょうか。お願いします。

委員 問32なんですけども、先ほど「いつも女性には『女性』という冠が付く」ということなんですけど、この問32の3番も「…担当者に女性を増やし被害女性を…」とあります。被害者は別に女性ばかりじゃないんで、女性と敢えて書くことないのと違うかな」って思うんですけど。

会長 はい。先ほど事務局からの説明では「なるべく犯罪、被害女性じゃなくて、被害者という言い方をした」という、変えたというご説明ありますけども。

問32、12ページですね。3番については、女性「被害女性」という言い方が出てるということですよ。お願いします。

事務局 4番、5番の回答の項目につきましては、ご指摘いただいたとおり「被害女性」の女性を取りまして「被害者」という表現に改めさせていただいております。

3番につきましては、捜査とか裁判の担当者というものが現状「男性がほとんどである」という現状がありますので、この職業が固定的に男性が多いという現状を踏まえ、この場合は「女性を増やし被害女性が届け出やすいようにする」というように、現状に即した形で「女性」を使っております。

会長 はい。今のご説明でいかがでしょうか。

委員 っていうことは、この問題に関しては「女性限定」ということですか。

事務局 男性の被害者につきましては、今のままだでもその担当をされる方が男性であるということで「届けにくいということはないであろう」という推測のもと、3番につきましては女性に関してということで項目を設けさせていただきました。

会長 よろしいでしょうか。あえて今の議論をうまく入るような設問、質問の仕方を考えると「被害者である女性が届けやすいように」という言い方ですね。被害者である「被害者の女性が」。要は「被害者が女性だった場合に届けやすいように女性を増やす」というような言い方ですね。

要は、実際に「なんで、ここだけ女性なんだ」という話と、それから「実際に問題としては男性ばかりで、あんまり担当者に女性がいないじゃないか」という問題をうまくこう含める言い方かなあというふうに私は個人的意見ですけど思いました。

事務局 はい、ありがとうございます。「被害者である女性は…」という表記に改めたいと思います。

会長 はい。

委員 1つだけ。さっきの2ページの間7で「あなたの子で、同居してる小学生以下の子どもはいますか」という問題で「じゃあ、70歳以上の人は子どもっておかしいんじゃないんですか」という意見はあったんですけど。ひょっとしたら「70歳以上で小学生の子どもがおる」という人がいるかもしれない。

事務局 間7のところですが、この表現についてご指摘いただきましたので、今後、誤解の少ないような表現方法に変えるということでご審議いただいたわけですが、確かに、今おっしゃいましたケースもないとは限りませんので、「小学生以下の子どもがご自身にいる」というような答え方ができるような質問・設問を考えさせていただきたいと思います。例えば、その間7の前のところ、間3で家族構成を伺っておりますので、この間3で「『2世代世帯である』とお答えいただいた方にお尋ねします」とかいう形ですと、何歳代っていうのを関係なくお答えいただけるのかなと考えております。

事務局 それと、この間7の趣旨はですね、一応子どもさんがいらっしやって、例えば女性が外で働きに行く時に支障が何か出ているのか、何か支援策を考えなきゃいけないのかということへ結び付けていきたいと思ってこれを作ったりしていただいています。

会長 この場合、ちなみになんですけれども、設問の形態として、あんまり複雑にしないほうがいいと思いますので。国の世論調査ではお子さんの定義を書かず「お子さんがいますか」と書いていただけだったりすることもありますので、あんまり複雑にしないように、シンプルに質問していただくのが一番いいかなと思います。その他、いかがでしょうか。

委員 間4の2項目めに「非正規労働者」で「(パート・アルバイト)」とありますが、最近は定年の後の雇用計画が多くなってきていますので、「嘱託」も入れたほうがいいんじゃないかと

というのがひとつです。

たぶん、嘱託ってのは1年契約で雇用契約結んでられると思いますし、パートさんでしたらだいたい半年契約とか、アルバイトなら3ヵ月とかいう感じだと思いますんで、最後に嘱託を置く方がいいのかなと思います。

あと、もうひとつが問22の「あなたの働いているところで、女性と男性とは平等だと思いますか」で、項目1つ増えるんですけど「育児休業、それから介護休業」が普通は「育児休業」と言ったら女性を取るものだ、と思われるでしょうが、男性も取る人がいるかも分かりませんし、弊社でも「育児短時間勤務」を男性が取った時もありましたので、1つ入れたらどうかかなと思います。

会長 はい、ありがとうございます。2つご質問をいただきました。順番にお答えください。

事務局 問4の2番目の「非正規雇用者」括弧書きにつきまして、嘱託を入れるかどうかはちょっと今、即答させていただけませんけども、先ほどの趣旨もよく分かりますので、入れられるかどうか確認させていただきたいと思います。

問22で、「男性による育児休業が取れるかどうか」を項目に入れるかどうか。これについてはちょっと回答はすぐできないんですけども。

一応、問34につきましても、前は「育児休業・介護休業」というふうに書いてあったんですが、男性も子育てのために育児休業を取ってもいいのです。ただ制度があっても、実際にはなかなか男の人が取れていない、という状況です。

今回、その、いわゆる無給状態の休業と、有給のまま取れる休暇を併せてここへ書かせていただきました。おそらくその「介護休暇」とか「育児休暇」は、例えば5日程度の日数で取っていただいている人も数多くあるのではないかと思います。「育児休業」は「無給」ということになりまして、別途、健康組合、健康保険組合等で補填があるところもあるとは思いますが、雇用主からは無給ということになります。

実際には、他の有給休暇を併用して育児の支援を男性もしてるのかなあと思うんですが、実態がなかなか見えてこなかったんで、今回この5つの休みを問34に入れました。ただ、問22に関しては、検討させていただきたいと思います。

会長 ご検討いただくってことで、ちょっと私のほうから確認ですけども。今の質問の趣旨について、私なりの理解は、「男性が育児休業を取りにくい雰囲気がある」といったところをうまくこの設問を通じて、繰り出せないかということだったのかと思います。

もう1つは「育休等を取ったとして、その後、うまく復帰をできるのか」というところなんです。これで私なりの理解は、問34のほうで実際に取ったかどうか分かるわけです。ですので、先ほどのご質問の趣旨はむしろ「取れる雰囲気」とかですね「取った後に、うまく帰ってこれるのか」といったところの印象を聞きたい、という趣旨なのかなあと理解したんですが。

委員 おっしゃるとおりです。

会長 はい。そのあたりでうまく入れられないかというご質問だったと理解します。

事務局 そういうことでしたら、もう一度ちょっとその辺り検討さしてください。確かにおっしゃられるとおり、「制度としては取れるけども、周りの状況と会社の状況で取りづらい」とか、特に女性の場合聞いておるんですけども「休暇を取るまでのやってた仕事の内容と同じレベルの仕事が復帰後、与えられない」ということを聞いております。そういうことで、ちょっと検討させてください。

会長 はい、ありがとうございました。その他、ご質問いかがでしょうか。お願いします。

委員 11ページの間30です。「あなたは、暴力を受けたときに誰に相談しましたか」という問のところなんですけれども、12番の「相談しなかった」という項目は今回初めて入れていただいたということで「これは大事な視点だったな」と私も思います。1から11までの「どなたかに質問できる人」はいいんです。まだ。「誰かに聞いてもらえる」ということは。

12番の「相談しなかった」という、ここが一番大事なところになってくるかと思うんです。なぜ、相談しなかったか。このところを具体的に掴まないと「次の方法」が見えてこないんじゃないかと思うんです。なので、あんまり記述式を多くするのはよくないと思いますが、理由を記述する欄も設ければ、次につながるのでは、と感じさせていただきました。

もう1点なんですけれども、35問まであってかなり長いアンケートになるかと思うんですけれど、「外国人の方も含む」ということで「漢字を読めてご回答いただけるんだろうか」と懸念しています。「ルビがあったら、なんとかいける」という方もかなりいらっしゃると思いますが、難しいと思うと安易にわからないと答えてしまわないかという不安があります。

男女、今回のこのアンケートは「意識のない人に、意識を持ってもらおう」という施策を打っていくためのものなので。「意識のない人を掴む」というのがとても大事になってくると思うんです。「分からない」と答えた人の、その理由は何なのか。そこをこそ大事にしていかなあかんのではないかなと思います。そういう意味では最後のところに「ご意見がありましたら、ご記入ください」ということで項目を設けていただいているんですけど、ここに「分からない」と回答された方に書いていただくことを期待したいなと。また「ここに書いてもらいやすいような何かこう、方法があればいいのになあ」と思います。

具体的な案を持たずに申し訳ないんですけれども、そんなふうに思わせていただきました。

会長 はい。では事務局の方からご回答お願いいたします。

事務局 はい。問30の「暴力を受けたときに誰に相談しましたか」で「相談しなかった」と回答された人の理由について。

やはり、おっしゃっていただいたように「理由」も書けるようにしておいたほうがいいようにも思います。「その理由は」というふうな形で書けるように検討していきたいと考えています。

事務局 はい。それから「外国人の方にも優しくというアンケートであっていただきたい」ということはもっともなことでございます。このアンケートにつきましては外国人さん向けには、もう1枚文書を用意しまして、「市役所の方へ来ていただければ、通訳がご説明させていただき、一緒に回答をさせていただきます」というような案内のチラシを1つ入れたいと思っております。この指定のアンケートの期間中、通訳の方につきましては4名体制で常時いていただきまして、来ていただいた外国人さんに説明する、というふうに対処していきたいと考えております。

事務局 今、市民生活課に4名の通訳がおります。2名がポルトガルの対応できますし、1名がスペイン語、1名が中国語と。今、伊賀市に約4,200名の外国籍の方がいるんですけども。中国、ポルトガルが約2,000名。約。中国が800名。そしてスペイン語系のところね。南米・スペイン語系のところが500程度おりますので、ほぼそのあたりでカバーできるのではないかなというふうに思っております。

できる限りうちの方からもこういったアンケートが来た時にこう、答えられないようであったらうちの窓口へ来て、うちの通訳が付かせていただいて、設問を順次こう答えていただくような体制は取らせていただくというふうには思っています。

会長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 その他、いかがでしょうか。

委員 アンケートなんで、簡単な方がやっぱり回答率も上がるしいいと思います。この流れだと「年齢聞いて、家族構成聞いて、職業聞いて、今度また結婚か」ということになります。最初に「夫婦のみ」と書いてあるのに結婚しているのは分かってるのに、ということになる。

「結婚しているのに、一人暮らし」とってことあるのでしょうか。

事務局 すいません。「ご結婚されてて、一人暮らし」はあるのかなあという話ですが、単身赴任等で今は1人でお住まい、ということは考えられると認識しております。

委員 それと、問4と問22と問23は関連した問です。問4の回答によって、問22、23は回答

しなくていい人がいます。それなら、問4と問22、23はもっと近い位置に配置できないのか、と思います。

会長 今のご意見に関しては、特に問22、23は「問4で何を答えたか」で決まりますので。「これはもっとですね、問22とか23をもっと前の方に持ってきて、問4を答えて間もない時に答えたほうが答えやすいなあ」というのは私も思います。

その点について、事務局のほうからお願いします。

事務局 「問いくつって、こう、なるべく戻るページがなるべく近いほうがいい」という意見ですので、全体を見直し、なるべくそういった場合は近くに置けるような配列をもう一度考えさせていただきたいと思います。

会長 はい、その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私から1つございまして。最初の表紙なんですけれども。表紙の下に<ご記入にあたってのお願い>というのございまして。最初に「記入にあたっては、封筒の宛名のご本人がご答えください」。これは先ほどお話あったとおり、年齢等である程度きちんとソートをかけた上で抽出していますので「貰った人と違う人が回答されたら困る」ということで、これはいいですが、「ご本人がご回答いただけない時」というところについては、「ご本人が何らかの事情で記入できない時は、代理の人が代わりに記入してね」という趣旨だと思いますので、「回答いただけない」じゃなくて「記入いただけない」というふうに変えたほうがいいと思います。

事務局 はい、ありがとうございます。これは「記入」に変更させていただきます。

会長 はい、その他いかがでしょうか。

委員 先ほどの問題に戻るんですが。問22の問題ですけれども、前のアンケートでは「現在、仕事をしている方におたずねします」と書いてくださってありました。でも、今回は「問4で、「1」～「5」に○をつけた方におたずねします」というふうに直してくださってあります。前のアンケートで「現在、仕事をしてる方におたずねをします」あるいは、問23でしたら、前の「現在、本人が自営業の方におたずねします」というののほうがむしろ分かりやすいかなと思うんです。

ただ、問22を問4のもっと近くの1から5の近くに持ってきたら、という話ですけれども、アンケートの設問の内容によって、大きな項目に分かれているので、ただ移動させるのではなく、項目にも配慮して考えるべきではないでしょうか。

事務局 2つ目の項目についてお答えします。問4の近くに問22と23だけを近くへ持ってくるとい

う件について、問20から23までが職業生活についてという分野で4つ設問がありますけども、この分野をまとめて問8の前へ移動させることを想定しております。分野を考慮して、と考えています。

それと、前は「仕事をしている方におたずねします」という書き方をしていました。ただ、「仕事をしている」というと全ての職種を含むので、「仕事をしている方に」という聞き方よりは、問4にある職種に該当する方というふうに聞いた方がいいかというふうに判断して、今の形にしたんですけれども。

会長 はい。後ろの方は、「前回のアンケートは、分かりにくいんじゃないか」というご指摘を踏まえてのことだと思います。文字を変えて（「1」～「5」に回答した方）というふうな回答ですね。2番目も、4と5が「農林水産業、自営業の方」括弧してとりわけ4番括弧に○を付けた方ってという書き方をするのが両方示すというやり方も1つのやり方かもしれません。

ただ、あまり字が多すぎると、また分かりにくくなりますので。そのあたりは事務局の方でご検討いただければと。要は「前の書き方」「今回の書き方」「両方書く書き方」というやり方が考えられるかなあというふうに思います。

はい、その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員 問22のですね、⑨「定年まで勤めること」まで①～⑨まであるんですけども、できたら「退職金」も男女間格差あると思うので、付け加えてはどうかと。

事務局 ありがとうございます。

委員 「退職金の不平等」、男女間格差はものすごく多いと思うので。

事務局 「退職金」というご意見でございます。大きく考えれば、②番の「賃金」の一種かなあと思っていますので。②のところも、その退職金を含めた形での賃金と答えていただくというふうになるように少し文言を前向きに変えさせていただきたいと思えます。

会長 そうですね。ご指摘はごもっともなんですけど、あとスペースの関係もございまして、無理であれば、そこはもう泣くしかない。ここは、最終的にはご判断いただくことになるかと思えます。その他、いかがでしょうか。

委員 問4の「無職」を抜いてほしいと思えます。「家事専業」「手伝い」「学生」とあるのに、この「無職」は何を指すのか、と思えます。

事務局 「職業を持たずに、家事専業でもなく家事手伝いをするでもなく、学生でもなく」という方

がいらっしゃると想定しております。

会長 いわゆる「ニート」と呼ばれる人たちがすべてこれで括り出すことができる。確かに、ほん
とにスペースがない場合は、おそらく「無職」にも「家事」も「家事手伝い」等「学生」も含め
てた選択肢を採る場合もございます。これはスペースに本当に余裕がないともう、もっと削りま
すので「無職」に「家事」とか「学生」が含まれるということがありますが。今回は、ここは「分
けてやる」ということでいらっしゃいますね。

はい、その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。あと「このアンケートの文面」もそ
うですし、何か「やり方」とかですね「封筒」も含めて。よろしいでしょうか。

はい。それでは質疑、質問、ご意見等はこれで終わらせていただきたいと思います。

事務局 先ほど竹岡委員さんのほうからちょっとご質問をいただいて、ちょっと答え切れてなかった
ところがあるんですけど。問33のところ「女子差別撤廃条約を入れてはどうか」ということ
でした。

日本のこの男女共同参画の概念なり、取り組みの直接の引き金になって、きっかけになったの
はこの「女子差別撤廃条約」ということで、この1979年に条約ができて、当時、日本がこれを
批准しようと思えば「国籍法の問題」と、「高校の男女家庭科の、家庭科の共学」。それと男女
雇用均、「機会均等法のこれらの国内法の整備」がなされてないと、こう、条約には批准されな
いというようなことだったんだと思うんですけども。一応、事務局としては国内法であったり伊
賀市の条例・宣言をここへ上げさせていただいたんですけども。世界的な潮流の中でこういった
動きがやはり出てきたということをごすね。もし、聞こうと思えば「そういうことも必要なあ
」とは思んですけども、今のところ「男女共同参画社会」と。

日本は「男女共同参画社会」と訳していますが。本来は、私は基本的には「ジェンダー・イク
オリティ」は「男女平等」だと。それを日本は、『共同参画』というような訳し方を時の政府が
されたんで、実施されたんだ」ということを聞かしていただいています。

そんな意味でいくと、男女共同参画ということで国内法のみを今回聞かせていただこうかなと
そのように思っています。

会長 はい、ありがとうございました。

委員 ありがとうございます。

会長 出発点としては男女共同参画社会基本法でこのアンケートの設問としてはスタートしたいと
いう理解でよろしいわけですね。ありがとうございました。

確かに「何で男女平等じゃなくて、男女共同参画という言い方するんだ」というとなかなか
いろいろございますので、「男女平等ができてない」となると、「憲法違反」ということになり

ますので、なかなか難しいこともあるかと思います。

はい。ご意見、たくさんのご意見ありがとうございました。本日の審議会のご意見をいただきました。そのご意見を踏まえまして、これ以降は事務局のほうでアンケートを作成していただいて、一応、私が確認するとかそんな手続きらしいわけでしょうか。

事務局 すいません。今日ご議論いただいた部分ですね、もう一度事務局で確認した上で。できましたら、皆さんにご承認いただきたいんですけど、内山会長さんとですね、ちょっと文言等スペースとか「その、どういう言葉使ったらいいか」とかそういうところをちょっと詰めさしていただいて。

今日の意見も反映しながら「もう、一任」ということでご承認いただいたら、大変助かるんですけども。よろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 はい、ありがとうございます。それでは「以降、私と事務局のほうで最終調整させていただく」ということをご一任いただきたいと思います。ありがとうございます。

(2) その他

会長 はい。それでは、協議事項、次にまいります。(2)番の その他 ですが、事務局の方から何かございますでしょうか。

事務局 予定していることはございません。

会長 はい。委員の皆さんから何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい、お願いします。

委員 アンケートを配るにあたってPRされるわけですか。突然家に送っちゃうと「よく分からないんじゃないかな」と思うんですけど。広報活動はどういう予定ですか。

事務局 ありがとうございます。広報はちょっと間に合わないのですね、インターネットの方で「アンケートを配付させていただく」という旨は載せさせていただきます。あとはもう、抽出された方への手紙というふうになろうかと思います。

会長 はい。ということは、これはよくあることなんですけれども。これも、ある理由で引き当てたら届いてるという方が、この中にもいらっしゃるかもしれないということが。私も別件で他

人事のように聞いていたら、実際に自分の家へ届いていたことがありましてびっくりしたことがありますけども。

そういう形で、実際には市のほうから封書が届いて「これこれこういう趣旨で、このアンケートにぜひお答えください」という形でこの2,000人の方にアンケートを11月に配布するということでよろしかったですね。はい。

委員 はい。

会長 はい、お願いします。

委員 終わりがけにすいません。一番表紙ですね、「意識調査 調査ご協力のお願い」というところですが、読まさせていただいて、全部大切なんですけども、もう少し簡潔にして、もうちょっとポイント、もうちょっと大きくしていただけたらありがたいかなと思います。

それから、問い合わせ先ですけども。例えば、これが送られてきて、問いに対する質問とかそういったものもすべて22局の9632で受け付けていただくと、こういう意味ですね。それから、先ほど外国の方への対応ですが。確かに「市役所で4名の方が対応していただく」これもとても配慮が行き届いていると思うんですが。そのためにお仕事を休んで行かなければならないようなことがあるので、できたらルビをふっていただいたほうが。ただ、紙面がもうちょっと詰まってきてしまうような気もするんですが、再度、そのルビの問題は考えていただきたいなと思います。

会長 はい。事務局の方からいかがでしょうか。

事務局 意識調査の一面目につきましては、もう一度見直させていただきます。多少ポイントを大きくできれば、より読んでいただきやすくなると思いますので、それは検討させていただきます。

ただ、翻訳というか、ルビをとということについては、実務上なかなか難しい部分もございまして、ルビがあって読んでいただけるのが一番いいのですが、ちょっと難しいかなと考えています。検討はさせていただいたんですが、翻訳すること自体もちょっと厳しかったわけです。「個別の対応」という形で何とかしたいというふうに思っています。

会長 はい。ご指摘のとおり、確かにたくさん字が書いてあるんですねえ。思いきってですね「経緯」はもうポイントを下げ小さくし、「こういう趣旨で、こういうアンケートです」という部分はそのままのポイント数で書くというやり方が1つの方法として、考えられます。

あと「外国の方の問題」は、確かにこれは他の自治体でも難しいですね。四日市さんなんかはもう、半ば諦めてですね「外国人の方用アンケート」というのを。これ、男女共同参画だけ

じゃないんですけども。それは別途もう、ポルトガル語とかに訳したものを外国人の方だけにやるというやり方は、四日市さんはされていました。

そういう意味でこう、どうしても2,000人の中に何人か入ってくるわけで、「その方だけのために何かする」というのが、先ほどおっしゃったように「通訳の方いらっしゃるので」というのが。確かに、こういうアンケートの中に外国の方が入ってくるというふうには限界があつて。そういう方の声を拾うために、別途ですね、アンケート組まないと。これは男女共同参画だけではなくて、他の意向調査で「外国の方の意見も聞きたい」という時には、また別に作らなければいけないんだらうなあとというふうには思います。

委員 2,000人でどのくらいのパーセンテージがありますか。

事務局 「外国人さんのアンケートの抽出の方法、対象者の抽出方法」ですが。市全体で約4%程度の方が外国人ということでは、2,000人に対しまして、70人余りが抽出されてくるだろうと想定をしております。

会長 そうですね。単純にパーセントで、4%ちょっとぐらいです。それで70人、80人程度という方が入ってくるなと思いますね。はい。

その他、いかがでしょうか。委員の皆さん方、ございますでしょうか。

委員 アンケートと直接関係ないですけど、「フレンテみえ」のほうに行ったら、『男の悩み相談』があつたが、伊賀市ではしていますか。

事務局 「男性の」という銘を打った相談窓口というのは設けられてない状況です。ただ、男女を問わずの相談というのは、各署それぞれの分野にありますので、そちらの方でお願いしたいと思えます。県の方にはおっしゃるように、「フレンテ」に男性の相談の窓口というものが専門で設けられております。「そちらの方が行きやすいわ」とおっしゃってくれる方には、そちらの窓口を紹介させていただくという形で、伊賀市では対応させていただいてる状態です。

会長 はい、ありがとうございます。これも、自治体ではおそらく三重県内は四日市さんだけは自治体レベルで「男性向け」と入れられてると思いますけども。他はおそらくなくて、後は県の「フレンテみえ」さんだと思います。はい。その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それでは皆様、長時間にわたりありがとうございます。本日は、これももちまして会議を終了させていただきます。ありがとうございます。

それでは事務局にお返しいたします。

事務局 はい。そうしましたら、市から一言お礼を申し上げたいと思います。「市民意識調査」、5

年に1度の調査ですけども。調査票の案を作る段階から、委員の皆様からいろいろご意見をいただきました。そして本日、我々なかなか気が付かないきめ細かいところまでご指摘をいただいて、ほんとにいい調査票になるのではないか、と思っております。

もちろん「意識調査」はあくまで手段でして、この調査結果に基づいて「これから伊賀市が、どう男女共同参画を進めていくのか」というのが大きなポイントになろうかと思えます。もちろん、この調査結果に基づいて、来年度以降第3次の男女共同基本計画を策定するという事で、委員の皆様にも何かとご協力・お手伝いをいただくことにはなろうかと思えますが、どうかよろしく願いをしたいと思えます。本日は、本当にありがとうございました。

それでは、最後に報告をさせていただきます。今日で本年2回目の審議会を開かせていただきました。今後の予定ですが、3月に今年度の事業の進捗についてご審議いただく会を予定しております。また、日程が決まり次第ご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、本日お車でお見えの方につきましては、駐車券を料金免除処理をさせていただいて、受付へ並べさせていただいておりますので、お取りいただいておりますので、お取りいただいておりますので、お帰りになってください。

長時間どうもありがとうございました。